

ビジネスサポートなかの

Business support NAGANO

2

FEBRUARY 2012



経営者シリーズ トップかく語りき

有限会社鶴翔
代表取締役社長

齋藤 幸代氏

Sachiyo Saito



有限会社鶴翔
長野市南千歳町876-13
TEL 026-227-1008 (鶴翔店)
設立 平成6年10月
資本金 300万円

飲食店には魅力あるまちづくりの力がある。

「経済的に自立しなかったのと、居酒屋が好きで人と接することが好きだったから。初めての不安よりも勢いの方が強かった(笑)」

1994年勤めていた会社を24歳で辞め、長野市中心街のしまんりょ小路に居酒屋「鶴亀」を出す。やはり飲食店経験は初めての実兄と二人三脚。後ろ盾も資金もなかったが、創業に向け「いろいろな人が応援してくれた」と齋藤幸代社長。オリンピック前というタイミングの良さも手伝って軌道に乗り、接待に使える店としても評価されるようになった。「厳しい景気の中で困難なことの方が多く、頑張れば皆さんが支えてくれる。そのおかげで今があると思っています」。

創業10年を機に、個室ニーズに応え、内容もグレードアップさせた「鶴翔」を出店。翌年には、バーながら

本格的な食事も楽しめる「オーガストムーン」を開いた。「お客様の声を大切にしながら、私自身が行きたいと思う店づくりにこだわっています」。時代にあわせ特徴や魅力あふれる店をめざし、鶴亀は17年間で3回全面リニューアル。オーガストムーンも昨年改装するなど、時に応じた設備投資に力を入れる。

一方で、お客を積極的に呼び込む“攻め”の戦略もつねに模索。料理などコースの工夫はもとより、店内ライブやワイン会など誘客のためのアイデアを凝らす。この2月には婚活ピンポイントの年齢層での合コンの会と、団塊世代向けの「青春思い出パーティー」を企画している。

昨年のクリスマスイブには、齋藤社長を含む長野駅前の若手飲食店

経営者9人が集まって「イブコン」を企画し好評を博した。数年後の新幹線延伸でも通過駅にならず、より多くの客が訪れる魅力あるまちにするためには、意識を高め力を合わせる事が大切。齋藤社長の頭の中は商売と長野のまちづくりでいっぱい。

「飲食店は魅力あるまちづくりにも大きな力を持っています。立ち寄りたい店があれば歩いても楽しいですよ。みんなで協力し合って、長野を盛り上げていけるような企画にもどんどん挑戦していきたいです。まず仲間づくりをして、行政ともうまくタイアップしていければと思います。大変だとは思いますが、まずやらなければ何も始まりませんから」

趣味は大型バイク。ツーリングにはなかなか行けず「普段の足として乗っています」。

回 覧

CONTENTS

FEBRUARY 2012

2

表紙写真

経営者シリーズ

有限会社鶴翔 代表取締役社長

齋藤 幸代 氏

事業実施カレンダー

2-3

決算説明会・経営相談室のご案内

ビジネス法律相談所

従業員の非行と使用者責任(1)

4

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿

税務調査の立ち会い顛末記(番外編⑨)

5

税務署からのお知らせ

最近の労働情報

社長の息子さんや娘さんを
社員として雇う場合の留意点

6

経営者の成長指南 浪 宏友 氏

企業会計NOW

第11回 資金繰り表の作成について

7

プロの力を借りて100の壁を越える!

Business Information

Tea Room

8

事業実施カレンダー

CALENDAR

2月の予定

1 水	16 木	成人病予防検診(～22日)
2 木	17 金	新設法人説明会
3 金	18 土	企業対抗ボウリング大会
4 土	19 日	
5 日	20 月	
6 月	21 火	
7 火	22 水	経営相談室(弁護士・税理士)
8 水	23 木	3月決算法人対象説明会 経営相談室(弁護士・税理士) 長野市中央ブロック時局講演会 経営相談室(社労士)
9 木	24 金	経営相談室(社労士) 青年部交流例会
10 金	25 土	
11 土	26 日	
12 日	27 月	新入会員歓迎会
13 月	28 火	須高三部会時局講演会
14 火	29 水	
15 水		

長野市中央ブロック時局講演会

日時 **2月23日(木)**
午後2:00～3:30

会場 **ホテルメトロポリタン長野**

講師 外交ジャーナリスト **手嶋 龍一 氏**
「2012年日本の針路・世界の行方」

参加費 長野法人会会員は無料
一般市民(法人会未加入)の方は聴講料1,000円

見どころ

元NHKワシントン支局長であり、現在テレビ等各種メディアで活躍の手嶋龍一さんをお迎えしての講演会です。

今回の講演会は法人会会員企業だけでなく、一般の方(法人会未加入)の方も有料で聴講可能ですのでお知り合い等皆様でのご参加お待ちしております。

青年部交流例会

日時 **2月24日(金)**
午後6:30～

会場 **THE SAIHOKUKAN HOTEL**

内容 **第1部：セミナー**
講師 (株)アルプスピアホーム **丸山 政則 氏**
第2部：交流懇親会

対象 青年部員

参加費 6,000円(懇親会参加の場合)

見どころ

増収増益を続ける(株)アルプスピアホームの丸山会長が経営理念、企業哲学、苦労話や自身の人生哲学を語ります。

また、交流懇親会は同世代の情報交換の場としてご利用いただけます。

3月の予定

1木	16金
2金	17土
3土	18日
4日	19月
5月	20火
6火	21水
7水	22木
8木	23金
9金	24土
10土	25日
11日	26月
12月	27火
13火 4月決算法人説明会	28水 経営相談室(弁護士・税理士)
14水 経営相談室(弁護士・税理士)	29木 経営相談室(社労士)
15木 経営相談室(社労士)	30金
	31土

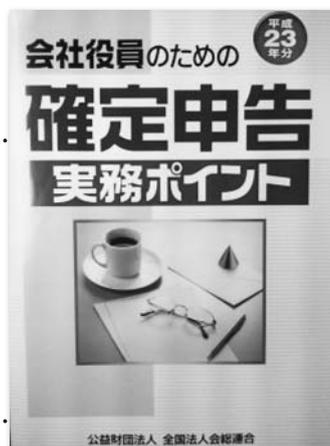
ご案内

研修テキスト 「平成23年分会社役員のための 確定申告実務ポイント」進呈!

全法連が作成する標記テキストをご希望の方にお届けします。ご希望の方は事務局までご連絡を(TEL227-0011)。

体裁：A4判32頁 2色

- 内容 所得税の確定申告について
- 個人の所得にかかる所得税の仕組み
 - 不動産の貸付け・譲渡と税金
 - 株式等の譲渡・配当と税金
 - 会社・役員間取引と税金



決算説明会

3月決算法人対象

開催日時

2月8日(水)

10:00~11:30

13:30~15:00

会場

若里市民文化ホール

研修内容

第1部 長野税務署法人担当官

第2部 税理士

(関東信越税理士会長野支部派遣)

その他

この説明会は、毎月開催しています。今回ご都合がつかない場合は翌月以降の説明会にご出席願います(資料請求も可)。駐車場に限りがございます。なるべく公共交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場

3月13日(火) 10:00~11:30
ホクト文化ホール

法人会 経営相談室

相談日時が変更になりました!!
詳細は同封のチラシをご覧ください。

開催日時

弁護士 2/8(水)・22(水)
10:00~12:00

税理士 2/8(水)・22(水)
13:30~15:30

社会保険
労務士 2/9(木)・23(木)
10:00~12:00

会場

長野法人会会議室

長野市七瀬中町276 会議所ビル 3F
TEL026-227-0011

相談員

弁護士・税理士・社会保険労務士 等

費用

会員=無料、会員以外=5,000円

利用方法

事前に申し込みが必要ですので、同封の申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX(026-224-2655)にて送信願います。

ビジネス法律相談所

長野県弁護士会所属
 弁護士 板谷 健太郎
 夜明けの翼法律事務所



従業員の非行と使用者責任(1)

—はじめに—

従業員も残念ながら人間である以上、いろいろな過ちを犯すことがあります。しかし、些細なミスではなく重大な過ちを犯し、しかも被害者がいるということになると、「人間だから」では済まされません。

こうした従業員の非行について、従業員との間では懲戒の可否という問題が出てくるのは当然ですが、被害者との間では、会社が「使用者責任」を問われて損害賠償義務を負う場合があることに注意しなければなりません。従業員を使って事業活動をして利益を得ている以上、その従業員が他人に損害を与えた場合には賠償すべきだからです（「報償責任」といいます）。

そこで、2号にわたり、従業員の非行と使用者責任について取り上げます。

—使用者責任を負うのはどんな場合か—

民法第715条1項には、「ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。」とあります。具体的な事例は次号で取り上げることとし、本号では、条文の要件を1つずつ解説いたします。

まず、「ある事業のために他人を使用」という要件があります。この「事業」とは、広い意味で解釈されています。つまり営利・非営利を問わず、報酬の有無も問いません。何らかの仕事であればこれに当てはまります。

もっとも、「他人を使用する」ということが必要ですから、使用者が指揮命令を与えたり、監督をしたりしていることが必要です。たとえば、下請会社の従業員の行為などについては、指揮命令下にはなかったとして使用者責任が否定されることがあります。

次に、「事業の執行について」与えた損害であることが必要です。この点については、「外形理論」といって、行為の外形上、客観的にみて事業の執行に際して行ったものであれば、使用者責任が認められます。逆に、その会社や従業員の職務とは全く関係のない行為については、使用者責任は認められません。

なお、ただし書きでは、使用者が免責される場合が記載されていますが、先述の「報償責任」の理念から、ただし書きの免責事由に該当する場合というのはほとんど認められない扱いになっています。

次号では、具体的に、使用者責任を負う場合とそうでない場合の例をご紹介します。

BOOK
 ビジネス書
 ランキング

今月の売れ筋10冊

2011.12/1~2011.12/31
 平安堂長野店 提供

- 1 采配 ■落合博満/著 ダイアモンド社 1,500円
- 2 スティーブ・ジョブズ 1 ■ウォルター・アイザックソン/著 講談社 1,900円
- 3 日本でいちばん大切にしたい会社3 ■坂本光司/著 あさ出版 1,400円
- 4 スティーブ・ジョブズ 2 ■ウォルター・アイザックソン/著 講談社 1,900円
- 5 心を上手に透視する方法 ■トルステン・ハーフェナー/著 サンマーク出版 1,500円
- 6 9割がバイトでも最高のスタッフに育つ ディズニーの教え方 ■福島文二郎/著 中経出版 1,300円
- 7 ザ・ラストバンカー ■西川善文/著 講談社 1,600円
- 8 自分のアタマで考えよう ■ちきりん/著 ダイアモンド社 1,400円
- 9 まんがと図解でわかるスティーブ・R・コヴィーの7つの習慣 ■スティーブ・R・コヴィー/著 宝島社 933円
- 10 リッツ・カールトン 一瞬で心が通う「言葉がけ」の習慣 ■高野登/著 日本実業出版社 1,400円

今月の一冊



日本でいちばん大切にしたい会社3

坂本光司 著 あさ出版
 1,400円(本体価格)

本書に書かれている7社は、金銭・利益以外の価値が何なのか?を示す「人を大切にしている経営」を実践している企業です。長野県からは中央タクシー株式会社が取り上げられています。経営者の方に読んでほしい一冊です。

税理士の事件簿

作成 ■ 関東信越税理士会 長野支部所属 神田 富雄 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章

税務調査の立ち会い顛末記 (番外編⑨)

所得税の確定申告の時期がやってきました

そこで今回は、所得税の確定申告に当たり、平成23年中に一定額以上の医療費を支払った人が、所得税の負担を軽減してもらうために行う「医療費控除」について、いくつかの重要となるポイントを説明いたします。

1. 医療費控除とは

納税者個人が、その年中(例えば平成23年中)に自分や家族(*1参照)の医療費を支払った場合において、その支払合計額(*2参照)が、自分の総所得金額等の合計額(*3参照)の5%に相当する金額(*4参照)を超えるときは、その超える部分の金額(*5参照)を、自分の総所得金額等の合計額から控除することで、所得税の負担を軽減するという、所得控除制度の一つです。

- *1 自分と生計を一にする親族(配偶者やその他の親族)のことです
 - *2 保険金などで補てんされる金額を除きます
 - *3 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額です
 - *4 当該5%相当額が10万円を超える場合には10万円となります
 - *5 最高200万円が限度となります
- これを、算式で示すと次の①及び②のとおりです。

- ① $A = \text{その年中に支払った医療費合計額} - \text{保険金などで補てんされる金額}$
 ② $A - (10\text{万円又は総所得金額等の合計額の}5\% \text{のうち、どちらか少ない金額}) = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$

2. 医療費控除のいくつかの重要ポイント

Q1「生計を一にする親族」とは?

① 先ず、「生計を一にする」とは、原則的には、親族のうち同一の家屋で起居を共にし、生活費等の「財布がいっしょ」であることですが、勤務・修学・療養等の都合により必ずしも同一の家屋で起居を共にしていなくても、勤務・修学等の余暇には、当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例とし、これらの親族間で常に生活費等の送金が行われている場合も含まれます。

つまり、医療費の支出があった時点で、「同居」・「別居」に関係なく、自分といわゆる「財布がいっしょ」の生活をしていた親族のことです。

次に、「親族」とは、6親等内の血族と3親等内の姻族をいいます。

Q2「その年中に支払った医療費」とは?

① その年中に現実に支払った医療費をいい、未払いとなっているものは、現実に支払われた年分において医療費控除の対象とします。

なお、カードで支払った医療費は、病院など医療機関の窓口で精算した年分の医療費となります。(預金から引き落としのあった年分ではありません。)

Q3「医療費」の範囲とは?

① 所得税法の取り扱い上、医療費控除の対象となる医療費の範囲は、次の7項目の支出に限定されており、更に、これらの支出で

あっても、「一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額」という「ただし書き」がついています。

つまり、次の7項目の支出であっても、ぜいたくな部分はダメということです。

- (1) 医師又は歯科医師による診療又は治療の対価
注) 診断書の料金や予防接種などは、対象外ですし、人間ドックなどの健康診断の費用も、一部(診断により疾病が発見され、引き続きその治療をした場合)を除き、原則対象外です。
- (2) 治療又は療養に必要な医薬品の購入費
注) 市販される医薬品の購入費は、「治療又は療養に必要」であることが明らかでなければ対象外ですから、疲労回復や健康増進などのための購入は、対象外です。
- (3) 病院、診療所又は助産所へ収容されるための人的役務の提供の対価
注) 急病や怪我などで、病院等へ運ばれる費用(タクシー・交通運賃等)です。
- (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師による施術の対価
注) 施術の目的が、例えば、神経痛や腰痛などで医師の指示によるものが対象であり、例えば、疲れをいやすためや体調を整えるためなど、医療に関係ない施術料は、対象外です。
- (5) 保健師、看護師又は准看護師による療養上の世話の対価
注) 「療養上の世話」とは、付添いのことですが、現在、病人の付添いは、保健師等に限らず家政婦派遣所等へ依頼することが一般的ですが、この場合の所定の付添料(食事・交通費も負担する例が多いようです)も対象となります。ただし、お礼は対象外です。また、家族や親戚縁者に付添いを頼んだ場合は、支払い名目の如何にかかわらず対象外です。
- (6) 助産師による分娩の介助の対価
- (7) 診療、治療、施術又は分娩の介助を受けるため直接必要な次のような費用
 - ① 通院費、医師等の送迎費、入院・入所の部屋代や食事代等、医療用器具等の購入代や賃借・使用料などの費用、ただし、通常必要な範囲のもの
注) タクシーでの通院費が対象として認められるには、タクシーを利用しなければ通院できない合理的な事情がある場合(例えば、足を痛めて歩行困難など)に限られますし、自家用車で通院する場合のガソリン代などは対象外です。
 - ② 自己の日常最低限の用をたすために供される義手、義足、松葉づえ、補聴器、義歯などの購入費
 - ③ 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法などの規定により、都道府県知事や市町村長に納付する費用のうち、医師等による診療等の費用や上記①、②の費用に相当するもの

確定申告書の作成は、お早めに

■申告と納税の期限■

所得税・贈与税……………3月15日(木)
 個人事業者の消費税・地方消費税…4月2日(月)

■申告書の作成は■

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください!!

- ★画面の案内に従って入力すると、所得税・消費税の申告書や青色決算書などを作成できます。
- ★作成したデータは、印刷して税務署に提出(郵送)でき、そのまま e-Tax を利用して送信することもできます。
- ★e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要ですが、有効期限は3年間です。)、ICカードリーダライタの購入など事前準備が必要です。

詳しい情報は e-Tax ホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

振替納税を利用の方[口座振替日]

所得税…4月20日(金)・消費税…4月25日(水)

■申告会場■

長野税務署の申告会場は、ビッグハット隣

長野市若里市民文化ホールです。

開設期間 2月9日(木)～3月15日(木)

受付時間 午前9時～午後4時

(土、日、祝は除く。2月19日・26日の日曜日に限り受付を行います)

★上記期間、長野税務署には確定申告書を作成するための会場は設けていません。

★長野市若里市民文化ホールへの直接のお問い合わせはご連絡ください。

★申告書を郵送される方は、長野税務署あて
 (〒380-8612 長野市西後町 608-2) にお願ひします。

【お問い合わせ】長野税務署 TEL026-234-0111(自動音声案内)

税務署からのお知らせ

最近の労働情報

社会保険労務士
産業カウンセラー
セクハラ・パワハラ
防止コンサルタント
傳田 清一
(デンダ キヨカズ)



傳田清一 社会保険労務士事務所
〒380-0803 長野市三輪6-23-16
TEL 026-213-6338
FAX 026-233-2330
E-MAIL k-denda@sky.plala.or.jp
URL http://www.denda-sr.jp/

社長の息子さんや娘さんを社員として雇う場合の留意点

事業承継対策として、年初初頭あるいは年度初めに将来の社長候補又は管理職候補として、社長の息子さんや娘さんなどを社員として雇うことがあります。あるいは役員として迎え入れることもあります。ただし、その時に留意することがいくつかあります。

こんな事例がありました。

- 社員として雇用した息子さんは下記の状況でした。
 - ・息子さんは将来の社長候補で3年間別企業に勤務後、父親の会社に入社
 - ・社長と同居し、労働時間、給料などについては役員待遇
 - ・仕事中にケガをし、労災申請を行った
 - ・監督署は息子さんを「労働者」と認めず、労災給付を支給しなかった
- これは労働基準監督署が社長と同居し給料などの就業条件は役員待遇のため、息子さんを社員と認めなかった。あくまでも労災保険は社員のための保険なので、この場合は支給されなかったのです。

では、どういう状況なら、労災保険が認められたのでしょうか？

まず、原則は「社長と別居」していることがポイントとなります。

これは「生計が別」ということが重要なのです。しかし、同居をしても次のような条件を満たせば、社員として扱うことが可能です。

- 第三者の社員がいる
- 就業条件が社員と同じ
- 給与は仕事に応じて金額が決められている(社員としての待遇)
- 労働時間の管理、給与の決定等の方法が他の社員と同様
- 仕事の命令系統が他の社員と同じ

これらのような条件が整っていれば、社員として扱ってもOKです。

これに関して参考となる裁判があります。

〈労災不支給事件 甲府地裁 平成22年1月〉

- ・Aさんは左官業を営む父の下で働いていた
- ・仕事中に誤ってベランダから落下し、けがをした
- ・労災保険法に基づく治療費、休業補償を甲府労基署に申請
- ・甲府はAさんが労基法でいう「社員」には当たらないとして、不支給を通知した

- ・審査請求も労働保険審査会への再審査も共に棄却されたため、裁判に訴え、判決は「Aさんは社員である」とし、労災支給を認めました。

その理由は

- ・Aさんは社長と同居はしているが、それだけで「社員でない」ということはおかしい
- ・他のアルバイト社員らと同様の労働条件で働いていた
- ・Aさんが給与面などで特別に優遇されているとまではいえないということでした。

だから、社長さんと同居している息子さんや娘さんでも条件さええば、社員として認められます。もし、社員として雇うことがあるならば、これらのことに留意しておく必要があります。

そうしないと、その人がケガなどをした場合、労災保険が下りないという事態になる可能性が高いです。

冒頭の事例の場合は

- 息子さんは役員なのか、社員なのかを明確にする
- 社員であれば、他の社員と同じ労働条件にする
- 役員であれば、民間の損害保険に加入する
- 中小企業であれば、労働保険事務組合に労働保険の事務委託をして労災保険に特別加入をする

などの措置を事前にとることが必要です。

雇用保険に加入する場合には、ハローワークに「同居の親族雇用実態証明書」という書類を提出することが必要です(入社時)。

社員と認められなければ、会社を退職した場合に失業保険が下りなくなってしまう。

結果として、労災保険であれ、雇用保険であれ、社長さんと同居している親族を社員として雇う場合は留意しなければなりません。危険な仕事でなくても、通勤中の事故は労災になりますし、こういうことまでも考えた上で、役員とするのか社員とするのかしっかり決めておくべきです。

経営者の成長指南

部下に脅威を感じさせる者



人材育成コンサルタント
(有)浪宏友事務所
代表 浪 宏友

マネジャーに昇進させてはならない人物として、ドラッカーは、「部下に脅威を感じさせる者」を上げています。脅威を感じさせるというのは、相手を支配しようとして、威圧したり、恐怖を与えたりすることだと思います。部下に脅威を感じさせながら仕事を進めるとい時代ではないと、ドラッカーは言っています。しかし、そのような職場が、今も存在していることを否定できません。

部下に脅威を感じさせるためには、自分になんかの力がなければなりません。地位の力、お金の力、腕力や大声などの暴力的な力、権力者とながらがあるといういわば擬似的な権力など。自分が優位に立つことさえできればいいのです。こうした力は、いわば仮の力です。仮の力を振りかざして、部下に脅威を感じさせるのです。これらを失ったときには、脅威を与えることはできなくなります。

部下に脅威を与えるのは、部下に良い仕事をさせるためであり、生産性を向上させるためであるという人がいます。しかし、そうならないことを、多くの事例が物語っています。なかには、とにかく威張りたいというようなチープな権勢欲からむやみに脅威を感じさせようとしている例も少なくありません。

ドラッカーは「部下に脅威を感じさせる者は人間として弱い」と言っています。この人たちは無意識のうちに弱い自分を隠蔽しようとして虚構の力を振りかざし、部下を屈伏させようとしているのかもしれない。

仮の力を振り回すことなく、部下の一人一人を大切にすることは、部下から信頼され尊敬されます。こうした人こそマネジャーに相応しいと、ドラッカーも考えているのだと思います。

企業会計

あがたグローバル税理士法人 IFRS推進室 公認会計士 鮎澤英之 公認会計士 大野 崇 公認会計士 野村昌弘 公認会計士 井原正人

第11回 資金繰り表の作成について

今月号では資金繰りについてお話しします。

一般的な企業活動では、財・サービスを仕入れ、加工等を行い販売するため、売上代金の回収より仕入代金の支払いが先になります。また、借入をしている場合には借入金の返済資金と支払利息を計画的に確保しておくことも必要です。将来の資金ショートを起こさないために、いつ、どのくらいの資金流出があり、これに充てるための資金流入がいつ、どれだけあるかを把握する必要があります。この資金予測を行うために必要なものとして、資金繰り表があります。

資金繰りを良くするためには、利益を増やすことは当然ですが、その他に①運転資本（売上債権+たな卸資産-仕入債務）を減らす②遊休資産を処分する③増資・借入により資金調達を行うことなどがあげられます。

①の運転資本を減らすための方法として、売上債権及び在庫を減らし、仕入債務を増加させることが考えられます。売上債権を減らす方法としては、売上債権の決済条件の見直し、確実な回収などがあります。在庫を減らす方法としては過剰な在庫を持たないようにすることがあります。仕入債務を増加させる方法としては、仕入債務の決済条件の見直しなどがあります。以上により運転資本を減らすことが可能となります。

②遊休資産については、保有により管理コストが発生するため、今後の利用予定を再検討し管理コストを考慮の上売却等の処分をすることが考えられます。

それでも資金が不足する場合に、③の増資や借入で資金調達することとなります。

次に、資金繰り表を作成する際の注意点として、資金繰り表を企業の資金管理活動に合わせて作成することが重要です。上場会社ではキャッシュ・フロー計算書を財務諸表の1つとして作成していますが、キャッシュ・フロー計算書が過去の情報であるのに対し、資金繰り表は将来の予測をするものという相違はありますが、営業活動（＝経常収支）、投資活動、財務活動に区分して資金の流入・流出情報を把握し、資金管理や経営改善に資する点では一緒です。

それでは、資金繰り表の作成の一例を示します。

(単位：千円)

項目	年月	×01年4月		×01年5月		×01年6月		
		実績	予定	実績	予定	実績	予定	
前月繰越高		1,200	1,200	1,400	1,000	1,020	1,150	
経常収支	経常収入	売掛金の回収	500	550	530	450	410	500
		受取手形の回収	400	450	300	350	400	400
		未収金等の入金	100	100	50	100	90	100
	経常支出	買掛金の支払	350	350	400	400	400	400
		支払手形の支払	400	400	400	400	450	450
		未払金等の支払	50	50	60	50	60	50
経常収支		200	300	20	50	▲10	100	
投資収支	収入	固定資産の売却収入等	-	-	-	-	-	-
	支出	固定資産取得支出等	4,000	4,500	-	-	-	-
投資収支		▲4,000	▲4,500	-	-	-	-	
財務収支	調達	借入金等	4,000	4,000	-	500	400	-
	返済	借入金等	-	-	400	400	400	400
財務収支		4,000	4,000	▲400	100	-	▲400	
翌月繰越高		1,400	1,000	1,020	1,150	1,010	850	

なお、比較的資金繰りに余裕のある会社では資金繰り表は月次単位で作成しても問題ありませんが、余裕のない会社においては週次や日次単位で作成していく必要があります。特に支出や返済は支払日・金額が確実に予定できるため、その資金を何で確保するかを明確にするように資金繰り表を作成する必要があります。

中小企業においてもキャッシュ重視の経営は益々重要性を増しています。資金繰り表を活動別に把握・作成し、会社の資金管理の状況を表すことは、返済財源など金融機関に対しても有用な情報を提供するものと考えます。

プロの力を借りて100の壁を越える!

■指導協力

東 直樹 プロ(長野カントリークラブ所属)

● 第11回 ● シーズンオフの冬にしておくこと-その2 (全2回)

皆様、こんにちは。長野法人会事務局の伊藤です。

このコーナーも11回となり、今回を含めあと2回を残すのみとなりました。楽しみにしてくださっている方もいらっしゃるようで私自身励みになっております。この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、前回に引き続き、北信の私達がシーズンオフにしておくべき練習や道具について書かせていただきます。今回はクラブ選びと練習する時の注意点です。

練習方法については先月号をご覧いただきたいのですが、やはり自分のスイングはなかなかわからないものです。そこで…

一注意点

自分のスイングが良いのか悪いのか自分ではよくわからないものです。プロでさえティーチングプロをつけて客観的に見てくれるくらいです。よく、練習場には良かれと思っているいろいろアドバイスをくださる方がいます。知識も経験も豊富ですが、大事なものは「その人に合ったアドバイスかどうか」です。アドバイス自体は理論通りのアドバイスかもしれませんが、その人に合っていないければ、その一言でスイングのバランスが崩れ余計深みにハマってしまうことも残念ながらよくあることです。こうしたことを避けるためにも、プロにアドバイスをもらうのが一番ですが、気心の知れた自分の良い時のスイングをよく知っている仲間等に「良い時と比べてどう

か」というポイントで聞いてみるのもいいでしょう。

ークラブ選びー

シーズンオフは新商品の試打会がよく行われます。この時期を利用してクラブを変えてみるのも良いでしょう。これもクラブの違いで伸びることも崩れることもあるので慎重に試打してみましょ。もっとも私のレベルではクラブの違いなど分かるはずもなく、どっちかという体をクラブに合わせた状況ですけど…オフシーズン中にしっかり練習して体に馴染ませておくことが大切とのことです。

この時期は寒くて練習場に行くのも億劫になりがちですが、一回に多く打つよりこまめに通った方が断然効果に差が出るということですので間を飛ばさず通いたいものです。



※プロにワンポイントアドバイス(有料)を受けたい方を募集しています。ご希望の方は長野法人会事務局(TEL227-0011)までお問い合わせ願います。

情報アンテナ

ビジネスインフォメーション

Business Information



このコーナーは管内企業の「売りたい」「こんな技術を探しています」といった情報発信のページです(毎月3社ずつ紹介・無料)。また、長野法人会ホームページにも随時掲載してまいります。

好きなお料理で
和やかで楽しい
「ご宴会」を
お楽しみ下さい。
ご予約お待ちしております。

served **エクストラコールド** ※飲み放題メニューには含まれません。

衝撃!氷点下のスーパードライ。
最先端の温度管理システムと独自に開発されたディスペンサーから生まれる、氷点下のスーパードライ。五感の全てで味わう、かつてない「辛口」体験をあなたに。

好評販売中!

茜どき 長野駅前店

〒380-0825 長野市末広町1359 OK村ビル3F
OPEN PM4:00 / CLOSE AM1:00
※1時間前ラストオーダー(席数130)

●ご予約をお待ち申し上げます
☎026-223-0471

お誕生日は、家族の絆の日。
両親に感謝し、
子どもたちの幸せを願って、
みんなでお祝いしましょう!

地元産原料にこだわった
パースデーケーキ!
ご家族、お友だち、恋人同士の
記念日にもぜひどうぞ。

ケーキ 草野亭

長野市三輪8-52-24 TEL&FAX 026-238-2055
営業時間 9:30~19:30 第1月曜定休
<http://www.cakekusanotei.com>

**送別会・謝恩会、
各種ご宴会は、迎賓館で!**

全員飲める!
無料バス送迎いたします。
お気軽にお問い合わせください。

2時間限定
幹事さんラクラク **飲み放題!**
ビール・酒・焼酎・ウイスキー・サワー・ノンアルコールビール・ウーロン茶・ジュース・コーラ

和風・洋風・中華

盛り込み	7品	4,500円
	8品	5,000円

- 盛込料理 2,000円~
- 飲み放題コミコミ 4,000円~
- 単品料理 3,000円~
- 飲み放題コミコミ 5,000円~

SHINSHU SUZAKA
迎賓館
Joshinkan

TEL.026-246-3333 須坂市馬場町1157
www.sghk.co.jp

須坂迎賓館 検索

Tea Room

- タイに、バリ取り装置の製造・販売会社「コヤマバリンダー(タイランド)」を設立し、昨年5月より操業開始。ユーザー訪問を中心に訪泰し、休日は健康づくりのためにと、下手なゴルフで過ごした。
- 操業が順調になり始めた頃、大洪水。工場はバンコクの北東約150kmの場所であり、幸い事なきを得た。事務所は被災地ナワナコン工業団地に間借り、現地で購入揃えたばかりのゴルフ道具一式が…。隣接の工場を心配しつつ不謹慎にも道具の事が
- …。幸運なことに事務所が2階で、無事救出!? 出来ました。

広報委員 小山 隆宏